## ☆障がい福祉サービスの概要が知りたい



福祉サービスの名称は聞きますが、中身がよく分かりません。

## 利用できる障がい福祉サービス(一部)

サービス名称	サービス概要	利用可能な 年齢
児童発達支援	通所により身辺自立や社会性向上などの療育支援サービスを提供。施設基準などにより「児童発達支援センター(他施設への援助・助言も行う)」と「児童発達支援事業」の二類型に分かれる。	未就学児
放課後等デイサービス	通所により放課後や長期休暇中の余暇活動や療育支援サービスを提供。保護者の就労支援という側面もある。	小学生から 高校生
保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、学童保育などに在籍する児童 へ、保育士や看護師などの専門スタッフが訪問して 療育支援サービスを提供。	未就学から 小学生
居宅介護(身体介護・家事援助)	ヘルパーが自宅において入浴やトイレ、食事の介助や掃除や洗濯、食事作りなどのサービスを提供。	
居宅介護   (通院等介助)	ヘルパーが通院の介助、公的機関での手続き、施設の見学のための外出に付き添うサービスを提供。	
行動援護	特に行動面で手厚い支援を必要とする人(行動障がいのある人)の外出付き添いや居宅内での支援などを提供。	
移動支援	目的地までの誘導や移動時に必要な支援を行う サービスを提供。1対複数の支援、車両を用いた支 援なども実施可能。	未就学から 成人期
日中一時支援	放課後や長期休暇中の日中時間帯に、施設などで 一時預かりするサービスを提供。	
ショートステイ (短期入所)	保護者や家族の緊急時、あるいは一時的な休養の ために、施設での一時入所サービスを提供。	
施設入所 (長期入所)	保護者の疾病などにより家庭における養育が困 難になった際、障がい児施設における長期入所サー ビスを提供。	

それぞれの福祉サービスは目的が違います。目的にあった支援を行ってくれる事業所を組み合わせて利用している家庭も多いですよ。

また、各市町村の福祉制度についてお知らせする「手引き」等を作成している市町村もあります。まずは、市町村に問い合わせをしてみましょう。

